

牧之原市建設工事共同企業体取扱要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(資格の認定)</p> <p>第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行い、その結果は入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、第7条第5号又は第10条第2号の要件を別途定めた場合には、所管課長は入札参加資格審査申請者一覧表(様式第5号)を作成し、あらかじめ、<u>指名委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>(資格が認定されなかった者に対する理由の説明)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合には、前条の結果通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、<u>指名委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>様式第1号</p> | <p>(資格の認定)</p> <p>第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行い、その結果は入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、第7条第5号又は第10条第2号の要件を別途定めた場合には、所管課長は入札参加資格審査申請者一覧表(様式第5号)を作成し、あらかじめ、<u>入札参加資格等審査委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>(資格が認定されなかった者に対する理由の説明)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合には、前条の結果通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、<u>入札参加資格等審査委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>様式第1号</p> |

現行

様式第1号(第11条関係)
入札参加資格設定調書

| | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 委員長 | 総務部長 | 管理課長 | 企画課長 | お茶振興課長 | 建設課長 | 維持管理課長 | 水道課長 | 教育総務課長 |
| | | | | | | | | |

年 月 日作成

主管課名 _____

| | | | |
|-------------|----------------|------------|--|
| 工事名 | | 工種 | |
| 工事場所 | | 工期 | |
| 構成員数 | 社 | | |
| 工事概要 | 工事目的 | | |
| | 規模 | | |
| | 構造形式 | | |
| | 工法 | | |
| 公告日 | | 申請書等の提出期限日 | |
| | | 資格確認日 | |
| | | 入札日 | |
| 資格要件 | 代表構成員に求めるもの | | |
| | その他の構成員に求めるもの | | |
| 資格要件の設定理由 | | | |
| 見込対象者数 | | | |
| 現場説明会の有無・日程 | | | |
| 添付資料 | (位置図、平面図、断面図等) | | |

改正案

様式第1号(第11条関係) 年 月 日

牧之原市入札参加資格等審査委員会委員長
牧之原市副市長 様

所管課長

NO. 入札参加資格設定調書

| | | | |
|-----------|---------------|--------------|-----------------|
| 工事等名称 | 年度 | 工事等種別 | |
| 工事等箇所 | 工期 | 設計金額 | 千円 |
| 工事等概要 | 目的 | | |
| | 規模 | | |
| | 構造形式 | | |
| | 工法 | | |
| | その他 | 契約台帳番号 | 第 号 |
| 公告日 | 申請書等の提出期限日 | 資格確認日(要する場合) | 入札日 |
| 資格要件 | 代表構成員に求めるもの | | |
| | その他の構成員に求めるもの | | |
| 資格要件の設定理由 | | | |
| 見込対象者数 | 現場説明会の有無・日程 | 有・無 | 年 月 日 |
| 添付資料 | 位置図 平面図 断面図等 | 入札執行公告(案) | 入札説明書(案) その他() |

年 月 日

様

牧之原市入札参加資格等審査委員会委員長
牧之原市副市長

入札参加資格設定調書審査結果通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

委員会開催年月日 年 月 日

| | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 工事等名称 | 年度 | 契約台帳番号 | 第 号 |
| 資格要件 | | | |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (取引金融機関)</p> <p>第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)</p> <p>第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)</p> <p>第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。 (欠損金の負担の割合)</p> <p>第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。 (権限義務の譲渡の制限)</p> <p>第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)</p> <p>第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。</p> <p>2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。</p> <p>3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。</p> <p>4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。</p> <p>5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)</p> <p>第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。 (解散後のかし担保責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。 (協定書に定めない事項)</p> <p>第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。</p> <p>〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。</p> | <p>第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (取引金融機関)</p> <p>第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)</p> <p>第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)</p> <p>第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。 (欠損金の負担の割合)</p> <p>第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。 (権限義務の譲渡の制限)</p> <p>第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)</p> <p>第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。</p> <p>2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。</p> <p>3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。</p> <p>4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。</p> <p>5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)</p> <p>第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。 (解散後のかし担保責任)</p> <p>第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。 (協定書に定めない事項)</p> <p>第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。</p> <p>〇〇〇〇外〇〇者は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。</p> |

